

Q 貸したお金返してもらえない

1年ほど前に知人から「お金を貸してほしい」と頼まれ、10万円を貸しました。しかし、全く返してもらえない見込みがありません。このような場合、どうしたら取り戻せるのでしょうか。方法や注意点を教えてください。

法律 相談室

よく受ける相談の一つに貸付金の回収があります。借用証などの証拠があれば裁判で勝訴判決を得られることが多いと言えますが、難しい問題が2点あります。

一つは弁護士費用です。おおまかに「着手金」「報酬金」「手数料」があり、裁判を起こす場合には、最

場合、費用について説明した上で、ご自身で裁判を行うことを勧めています。必要に応じて法律相談を利用してもらえれば、相談料だけで済みます。

もう一つの問題は、勝訴しても実際にお金を回収できるところかです。判決が出ても払う人ばかりではありません。その場合、預貯

泣き寝入りとなってしまいます。

最近、「債務者口座、裁判所が特定」といった民事執行法の改正に関する報道がありました。支払い義務を果たさない債務者の口座情報を、裁判所が銀行などに照会し、残高や支店名などの回答を義務付けるという制度が検討

まずは相談自身で裁判も

低10万円の着手金と消費税が必要というのが一応の相場です。

さあ、どうしましょう。

10万円を取り戻すのに、10万円以上の費用がかかりません。さらに、成功したら1割程度の報酬金が発生します。そうなるとう今回の相談者の方は完全に赤字です。このような相談があった

金の差し押さえといった強制執行手続きを行うことになりませんが、現在の法律では金融機関名と本支店を特定しなければなりません。特定できなければ、半ば当てずっぽうで手続きを行うこともありますが、弁護士費用もかかりますし、当てが外れたり残高が

なかったりすれば、まさにこのように相談があった

されているとのこと。法改正を目指した動きが始まったばかりですが、権利者を泣かせないためにも、早期の実現が望まれるところです。

貸付金の回収には難点や問題点も多いですが、困った場合は弁護士に相談するなどしてください。
(回答〓並木優弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。